

○東海大学動物実験規程

(制定 2024年4月1日)

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、東海大学（以下「本学」という。）における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管等を科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管方法等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針及び環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）その他の法令等に定めがあるもの他、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）のいわゆる3Rsの原則に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 「動物実験室」とは、実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む。）を行う実験室をいう。

(4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び動物実験室をいう。

(5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管して

いる哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、学長から指名され、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 「実験動物施設管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼育室責任者」とは、飼養保管施設毎に当該施設を利用する動物実験実施者間の調整を担い、飼養保管施設内の実験動物の管理を担当する者をいう。
- (12) 「動物実験室使用代表者」とは、動物実験室毎に当該施設を利用する動物実験実施者間の調整を担い、動物実験室内の利用の管理を担当する者をいう。
- (13) 「飼養者」とは、実験動物施設管理者又は動物実験実施者と協働して実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (14) 「管理者等」とは、管理者、実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験室使用代表者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (15) 「法令」とは、法、飼養保管基準及びその他動物実験等に関する法令をいう。
- (16) 「指針等」とは、基本指針、厚生労働省又は農林水産省が策定した基本指針（「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成27年厚生労働省通知）」、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年農林水産省通知）」）及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関で実施する場合、当該機関においても、指針等に基づき、動物実験等を適正に実施しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、当該機関においても、指針等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認するものとする。
- 4 動物実験責任者は、産業動物を動物実験等に供する場合、「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）」、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示第85号）」及び指針等に基づき適正に実施しなければならない。
- 5 動物実験責任者は、展示動物を動物実験等に供する場合、「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）」及び指針等に基づき適正に実施しなければならない。
- 6 動物実験責任者は、野生動物を動物実験等に供する場合、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」及び指針等に基づき、野生動物の特性や自然保護の観点からも十分に配慮して、適

正に実施しなければならない。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統括し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握
- (3) 前号の結果に基づく改善措置
- (4) 施設等の設置及び廃止の承認
- (5) 動物実験等に係る安全管理
- (6) 教育訓練の実施
- (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- (8) 外部の機関等による検証の実施
- (9) その他動物実験等の適正な実施に必要な措置

2 学長は、第4条第1項の各号に掲げる責務に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 学長は、必要に応じて本学で実施される動物実験等が円滑かつ適切に行われるための組織として、委員会の下に動物実験専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

4 学長は、本学における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管の適正性等に関して、人文学・社会学の専門家や学外有識者を含む構成員による幅広い視点に立った点検又は評価を行うため、委員会とは独立した組織として、第5章に定める動物実験評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

5 学長は、実験動物の適切な飼育管理に努めるため、飼養保管施設を設置するキャンパス毎に実験動物施設管理者を置き、必要に応じて飼養保管施設毎に飼育室責任者を置く。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に答申する。

- (1) 動物実験計画の法令及び指針等並びにこの本規程への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価及び外部の機関等による検証並びに情報公開に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、必要に応じて専門委員会の設置を学長に提言し、動物実験等が円滑かつ適切に行われるよう努めるものとする。

3 専門委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

4 委員会は、第5条第1項に係る事項の迅速な審議を図るために、委員会の下に運営・審査部会を置く。

5 運営・審査部会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

6 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験等に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 動物実験等を行うキャンパスの実験動物施設管理者 | 各キャンパス1名 |
| (2) 動物実験等を行うキャンパスの教員 | 各キャンパス1名 |
| (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 | 複数名 |
| (4) 実験動物に関して優れた識見を有する者 | 複数名 |
| (5) 感染症学に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (6) 遺伝子組換え実験に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (7) 化学物質等の取扱いに関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (8) その他学識経験を有する者 | 若干名 |

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項の採択要件)

第9条 第5条第1項に係る審議は、全委員の3分の2の出席をもって成立し、審議事項は、出席委員の3分の2をもって採択される。

2 メール審議等とする場合は、全委員の3分の2の回答をもって成立し、採択される。

(担当事務)

第10条 委員会に関する事務は、学長室が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験評価委員会

(評価委員会の役割)

第11条 評価委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審議し、学長に答申するとともに、委員会に対して提言を行う。

- (1) 動物実験等に関する自己点検・評価報告書の検証に関すること。
- (2) 動物実験等に関する検証結果報告書の作成に関すること。
- (3) 外部機関等による検証に関すること。
- (4) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

(評価委員会の構成)

第12条 評価委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。ただし、委員会の委員が兼任することはできない。

- (1) 学長室(研究推進担当)部長
- (2) 研究イノベーションセンター センター長

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (4) 前号以外の自然科学分野に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (5) 人文・社会学分野に関して優れた識見を有する者 | 若干名 |
| (6) 学外有識者 | 若干名 |
| (7) その他学長が必要と認める者 | 若干名 |

(評価委員会委員長)

第13条 評価委員会に評価委員会委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 評価委員会委員長は、評価委員会を主宰する。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とし再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、第12条の委員構成を考慮の上、学長が補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項の採択要件)

第15条 第11条第1項に係る審議は、全委員の3分の2の出席をもって成立し、審議事項は、出席委員の3分の2をもって採択される。

2 メール審議等とする場合は、全委員の3分の2の回答をもって成立し、採択される。

(担当事務)

第16条 評価委員会に関する事務は、学長室が行う。

2 担当事務は、評価委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第6章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第17条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、動物実験等の実施計画を学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
 - (2) できる限り代替法を利用すること等により、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験等の成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。
 - (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、委員会の審査を経て、その申請の承認又は却下を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 前項に定める動物実験計画の承認期限は、当該年度末までとする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

5 動物実験責任者は、第3条第2項から第6項に定める機関又は野外において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本条第1項と同様の申請を行い、動物実験計画について学長の承認を得なければならない。

- (1) 霊長類を用いる動物実験等に従事する場合
- (2) 産業動物を用いる動物実験等に従事する場合
- (3) 展示動物を用いる動物実験等に従事する場合
- (4) 野生動物を捕獲又は一時的若しくは恒久的な檻等の施設を設け、野生動物等の生態若しくは行動を観察する動物実験等に従事する場合
- (5) その他委員会が必要と認める場合

6 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、本条第1項と同様の申請を行い、実験計画を変更することの承認を得なければならない。

(実験操作)

第18条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするものとする。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬及び鎮痛薬等を用いること。
 - イ 実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイントを含む）に従い、安楽殺処置等の適切な措置を講じること。
 - ウ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
 - エ 保温等適切な処置を施すとともに、適切に術後管理を行うこと。
 - オ 安楽殺処置は、殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（病原体、遺伝子組換え動物、物理的又は化学的に危険な材料等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を取り扱う動物実験等、又は人の安全若しくは健康、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- (6) 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については、当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (7) 遺伝子組換え動物及び特定外来生物等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (8) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (9) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施結果の報告)

第19条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき動物実験等を実施し、終了又は中止した後、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の、動物実験計画の実施の結果について学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を複数年度にわたって継続する場合であっても、毎年度の初めに、前年度の動物実験計画の実施の結果を所定の様式により、学長に提出すること。

3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に意見を求めること。

4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じること。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第20条 管理者及び実験動物施設管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル(標準操作手順書)を作成し、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物施設管理者及び飼育室責任者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫(書面検疫を含む)及び隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物施設管理者及び飼育室責任者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(飼養及び保管の方法)

第23条 実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じ、かつ実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌、給水及び必要な健康管理並びにその動物の種類等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

2 実験動物施設管理者及び飼育室責任者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行わなければならない。

(健康管理)

第24条 実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的以外の傷害及び疾病を予防する等必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的以外の傷害を負い又は疾病にかかった場合、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第25条 実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は

複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容をしなければならない。

(記録管理の適正化及び報告)

第26条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備、保存する等、実験動物の記録管理を適正に行わなければならない。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環及びマイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めなければならない。

3 管理者及び実験動物施設管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類、数等及び飼養保管基準の遵守状況について、所定の様式により学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第27条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾患等に関する情報を譲渡先に対して提供しなければならない。

(輸送)

第28条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康、安全の確保及び人への危害防止に努めなければならない。

第8章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第29条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、飼育室責任者は、管理者の許可を得た上で所定の様式により、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設の調査を委員会に指示し、その助言により、申請を承認又は却下し、その結果を当該飼育室責任者に通知するものとする。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行ってはならない。

4 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について、管理者若しくは実験動物施設管理者から報告させ、必要な場合は委員会若しくは評価委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第30条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 実験動物の生理、生態及び習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種類及び飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。

(3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

(4) 床及び内壁等が清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。

(5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。

- (6) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (7) 屋外飼育の場合は，必要に応じて動物を悪天候，捕食獣及び健康被害からの保護ができること。
- (8) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（病原体，遺伝子組換え動物，物理的又は化学的に危険な材料等を用いる実験）を行う飼養保管施設では，関係法令等及び本学における関連規程等に定められた措置がとられていること。
- (9) 実験動物施設管理者が置かれていること。

(動物実験室の設置)

第31条 飼養保管施設以外において，動物実験室を設置又は変更する場合，動物実験室使用代表者は，管理者の許可を得た上で所定の様式により，学長に申請するものとする。

- 2 学長は，申請された動物実験室の調査を委員会に指示し，その助言により，申請を承認又は却下し，その結果を当該動物実験室使用代表者に通知するものとする。
- 3 学長の承認を得た動物実験室でなければ，動物実験等（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。
- 4 学長は，動物実験室の状況について，動物実験室使用代表者から報告させ，必要な場合は委員会又は評価委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

(動物実験室の要件)

第32条 動物実験室は，次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し，実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物及び血液等による汚染に対して，清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち，臭気，騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 実験処置及び一時保管中における動物の健康維持のため，適切な室温管理等に配慮すること。
- (5) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（病原体，遺伝子組換え動物，物理的又は化学的に危険な材料等を用いる実験）を行う動物実験室では，関係法令等及び本学における関連規程等に定められた措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第33条 管理者及び実験動物施設管理者は，実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者及び実験動物施設管理者は，その管理する施設等について，飼養又は保管する実験動物の生理，生態及び習性等に応じて適切に整備を行わなければならない。
- 3 管理者及び実験動物施設管理者は，実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第34条 施設等を廃止する場合は，飼育室責任者又は動物実験室使用代表者等が所定の様式により，学長へ届け出るものとする。

- 2 学長は，廃止届け出がなされた施設等を委員会に調査させ，その報告により廃止を承認するものとする。

- 3 管理者及び実験動物施設管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第9章 安全管理

(危害等の防止)

第35条 管理者及び実験動物施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者及び実験動物施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者及び実験動物施設管理者は、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー疾患等に罹患すること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な措置を講じなければならない。
- 4 実験動物施設管理者、飼育室責任者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。
- 5 実験動物施設管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うものとする。
- 6 管理者及び実験動物施設管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。
- 7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第36条 管理者及び実験動物施設管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震又は火災等の緊急時に執るべき措置の計画（緊急時対応マニュアル等）をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第37条 実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物施設管理者、飼育室責任者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第10章 教育訓練

第38条 学長は、実験動物施設管理者、飼育室責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させなければならない。

- (1) 法令、指針等及び本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項

東海大学動物実験規程(4547)

(5) 人と動物の共通感染症に関する事項

(6) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

3 学長は、実験動物施設管理者、飼育室責任者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じるものとする。

第11章 自己点検・評価及び検証

第39条 学長は、委員会に、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況について、毎年、自己点検・評価を行うよう指示するものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物施設管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、評価委員会及び外部の機関等による検証を実施しなければならない。

第12章 情報公開

第40条 学長は、本学における動物実験等に関し、次に掲げる情報を適切な方法により毎年1回程度公表するものとする。

(1) 基本指針で例示する、この規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等

(2) 国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目

(3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

第13章 罰則

第41条 学長は、この規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は、委員会の助言を求めることができる。

第14章 補則

(準用)

第42条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第43条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に産業動物と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした動物の飼養又は保管については、血液の採取、人工繁殖や外科的な処置、あるいは薬理的な実験を行う場合等の処置を加えない限りは、この規程を適用しない。

2 前項の場合における産業動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和62年総理府告示第22号)」に準じて行うものとする。

3 生態の観察を行うことを目的とした動物の飼養又は保管については、「家庭動物等の飼

東海大学動物実験規程(4547)

養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」に準じて行うものとする。

（準拠）

第44条 本学における動物実験等の適正な実施，実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は，ガイドラインに準拠するものとする。

2 本学における産業動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は，「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（令和5年農林水産省通知）」に準拠するものとする。

（雑則）

第45条 この規程に定めるものの他，必要な事項は，学長が別に定める。

（改廃）

第46条 この規程の改廃は，委員会及び評価委員会の議を経て，稟議により承認を受けなければならない。

付 則（2024年4月1日）

1 この規程は，2024年4月1日から施行する。

2 この規程は，動物実験に関する本学の規程等を見直し，統合したものである。

3 この規程の制定により，東海大学動物実験指針（2007年4月1日制定），東海大学動物実験委員会規程（2007年4月1日制定），東海大学動物実験評価委員会規程（2015年4月1日制定），東海大学動物実験施設の構造及び利用等に関する基準（2008年10月1日制定）並びに東海大学における実験動物としての産業動物の飼養・保管に関する要件（2008年10月1日制定）を廃止する。